

# 節税レポート



平成 17年 12月号

発行日 2005.12.5

## 今月のテーマ 所得控除(所得税)

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

年末調整、確定申告と個人の所得税額が気になる時期となりました。そこで、今回は所得税の所得控除のいくつかについて、注意点をお話します。

課税所得は次のようになります。

↑ 収 入 金 額 A ↓	必要経費 B	給与所得者は給与所得控除がこれに当たります。
	所得控除 C	所得控除の対象となるものを、出来る限り丁寧に集めることが節税への道です。
	課税所得	$A - (B + C)$

発行 岡崎駿志税理士事務所  
住所 〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203  
TEL 03(5287)6818  
FAX 03(5287)6819  
Eメール okaza-oz@s2.webjapan.ne.jp  
URL [www.kaikei-home.com/okazaki-office](http://www.kaikei-home.com/okazaki-office)

## 1 扶養控除



- 1) 扶養控除の対象者
  - ① 生計を一にする親族
  - ② 年間合計所得金額 38万円以下
  
- 2) うっかり忘れがちなケース
  - ① 子供が高校生になった – 特定扶養親族(16才以上  
～23才未満)
  - ② 田舎の両親に生活費の仕送りをはじめた – 扶養控除

親が年金生活者で公的年金だけの場合

65才未満 年金額 108万円まで

65才以上 年金額 158万円まで

扶養控除の対象となります。

- 3) 扶養控除を適用していた親などが、年の途中で亡くなってもその年の扶養控除を適用できます。
  
- 4) 夫婦共働きの場合  
所得の多い方の扶養親族とします。  
所得が同じような場合は夫婦の所得が均等になるように分ける。
  
- 5) 被扶養者の年齢をチェックする。

特定扶養親族、老人扶養親族に該当しないか？

### 扶養控除の種類と金額

	区 分	金 額
配偶者控除	一般	38万円
	老人(満70歳以上)	48万円
扶養控除	一般	38万円
	特定(満16才以上～23才未満)	63万円
老人(満70歳以上)	同居老親	58万円
	上記以外	48万円

## 妻の給与収入と税金、社会保険との関係

給与収入額	税金、社会保険との関係
①141万円以上	-- 夫が受ける配偶者特別控除がなくなる
②130万円以上	-- 社会保険で夫の扶養家族でなくなる 自分で健康保険や年金に加入する必要がある
③103万円超	-- 妻に所得税がかかる 夫が受ける配偶者特別控除が段階的に縮小される
④103万円以下	-- 夫の扶養家族としての扱いを受ける
⑤100万円超	-- 妻に住民税がかかる

## 2 医療費控除

本人又は、本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費が対象となります。この場合の医療費とは治療に要する支出をいい、予防のための支出は含まれません。

別居していても生計を一にする限り、親の医療費も含まれます。

- 1) 対象となるもの
  - イ 通院のための交通費
  - ロ 人間ドック費用(治療に要する病気が発見された場合に限る)
  - ハ 治療のためのマッサージ、鍼灸、柔道整復の費用
  - ニ 通常の個室の差額ベット代
  - ホ やけどの治療のための整形
  - ヘ 海外での治療(含む、国内での治療が困難な場合の渡航費)
- 2) 対象とならぬもの
  - イ カイロプラクティック費用
  - ロ 通院のためのガソリン代、駐車料

- 3) お産のとき健康保健から分娩費等が支給されるが、そのうち出産手当金、育児手当は医療費から控除しなくてよい。
- 4) 医療費控除は所得の高い人から控除する。分散すると10万円の足切り額がダブリ不利です。ただし医療費が210万円を超えるようだと、分散する必要があります。

### 3 雑損控除

災害、盗難、横領により、住宅や家財、衣類等の資産が損害を受けた場合に適用されます。その年に控除しきれない金額は、3年間繰越せます。

- 1) 別荘、宝石等生活に通常必要でない資産の損害は雑損控除の対象となりません。
- 2) 「シロアリなどの害虫駆除の費用」「豪雪の場合の雪下ろし費用」も雑損控除の対象となります。
- 3) 雑損控除(所得控除)  
 災害減免法の所得税減免

有利な方を選択することができます。(ただし、適用要件は多少異なりますので要注意)

### 4 社会保険料控除

大学生の子供の国民年金保険料を、親が支払った場合など、親の所得から控除することを、忘れないでください。

### 5 損害保険控除

自動車保険、宝石等の保険は対象となりません。



### 6 寡婦控除

扶養親族がなくとも受けれます。この点寡夫控除と異なります。